

防災・減災のための里山等の整備事業

【森林政策課・森林づくり推進課・河川課】

1 必要性・独自性 【基本方針活用事業より】

- ・地球温暖化の影響等で局地的な豪雨等が増大する中、各地で頻発している土砂災害や流木被害等を防ぐための森林の整備は、人命、財産を守ることを使命とする本県にとって喫緊の課題。
- ・そのため、未整備の里山のうち、航空レーザー測量等の科学的知見を活用して、①山腹崩壊の危険度、②保全対象からの距離、③森林管理の状態の3つの視点から危険性が高い箇所を絞り込み間伐を実施。
- ・間伐材の搬出・利用が可能な場所においては、路網整備を含めて、当初から搬出を前提とした、間伐作業と木材の搬出作業を同時・一体的に行う搬出間伐を実施し、豪雨時に間伐材が流出する懸念を無くすことが必要。
- ・一級河川区域(官地)内の立木は、洪水流下の阻害や流出して橋梁に引っかかるなど、氾濫の原因となるため、河川管理者の責務として県が伐採しているが、河川区域外の河川保全区域(民地)等の立木(河畔林)は、所有者による手入れが不十分で間伐がなされておらず、細く倒れやすい木が密生し、豪雨時に倒れ、橋梁部で川をせき止めるなど、水害の発生要因となる恐れ。
- ・このため、新たに河畔林の除間伐を行うとともに、準用河川での除間伐を支援することで、水害発生を防ぐとともに、豊かな自然と美しい景観育成への効果も期待。

2 目指す成果・成果目標・指標 【基本方針活用事業より】

- ・防災・減災のために必要不可欠な里山の間伐 概ね 5,700ha 程度/5年間
- ・里山整備方針(図面)の作成 120箇所
- ・県管理河川 概ね45箇所程度/5年間、市町村管理河川 概ね75箇所程度/5年間

【取組により期待される効果】

- ・間伐材の搬出量の増加、路網整備の促進
- ・森林整備の実施を通じた防災意識の向上(里山整備実施者の増加)
- ・河畔林の整備による景観の向上、野生動物の出没の抑制

3 事業の概要

【里山整備方針作成事業】

- ・森林づくり県民税を活用した「防災・減災」及び「住民等の利活用」のための里山の整備を進めるため、航空レーザー測量等の科学的知見や現地調査の結果等を踏まえ、優先的に整備していく箇所を特定、図面化することにより、森林づくり県民税の効果的な活用と取組の見える化を図る。

予算額:千円

事業内容	事業主体	H30年度 事業計画		補助率	予算額
・優先整備箇所の調査 ・里山整備方針(図面)の作成	市町村、森林整備協議会等	里山整備方針の作成	120箇所 (旧市町村数)	10/10	25,200

【みんなで支える里山整備事業】

- ・「防災・減災」の観点から、未整備の里山のうち、科学的知見等を活用して、優先的に整備が必要な箇所の間伐を推進する。

※平成30年度は、里山整備方針が作成されるまでの間、県が提示した航空レーザー測量等による優先整備箇所及びこれと一体的に行う箇所を補助対象とする。

予算額:千円、[]内はうち森林税

事業内容	事業主体	H30年度 事業計画		補助率	予算額
・間伐(搬出間伐を含む) ・路網整備	市町村、森林組合、NPO法人、森林所有者の団体等	里山の整備	1,290ha	※ 9/10	[272,591] 389,397

※ 対象地が国庫補助の対象となる場合は、一般の造林事業7/10に森林づくり県民税で2/10の嵩上げ。それ以外は、全額森林づくり県民税により9/10の補助。(H30計画…国庫活用型:税単独型=5:5)

【県単河畔林整備事業】

- ・ 県が管理する一級河川の区域外(民地)の河畔林及び市町村が管理する準用河川区域とその周辺の河畔林のうち、防災効果が高い箇所を整備を推進する。

予算額:千円

事業内容	事業主体	H30年度 事業計画		補助率	予算額
・河畔林の整備(除間伐等)	県	県管理河川	9箇所	—	112,500
	市町村	市町村管理河川	15箇所	9/10	

4 見える化に向けた取組、取組の継続性、他地域への波及効果等

- ・ 航空レーザ測量に基づく優先整備箇所をマップ化し、実施予定箇所を里山整備方針として公表して成果の見える化を推進する。
- ・ 里山整備方針の作成に関係者が協力して取り組むことで、災害に強い森林づくりの機運を高め、事業を継続的に展開する。

【参考】 事業イメージ

県が航空レーザ測量等により把握した優先整備箇所を示した図面を提示

優先整備箇所の図面

現地調査によって優先整備箇所を決定

里山整備方針(マップ)

- 緊急的な要整備森林
- 優先的な要整備森林(特に緊急な整備が必要)
- 優先的な要整備森林(それ以外)
- 森林整備実施済(森林税)
- 森林整備実施済(森林税以外)

里山整備方針(図面)イメージ

間伐前

間伐後

【施策前】 河畔林整備のイメージ図 【施策後】

河川区域外(民地) 河川区域(官地) 河川区域外(民地)

事業財源: 一級河川 既存事業(河川維持) 森林税
事業財源: 準用河川 森林税(9/10補助)

・ 除伐による倒木の減
・ 間伐により河畔林を育成し土砂や立木の流出を防止